周辺井戸水調査の結果について

平成31年3月4日に公表しました桜井興産株式会社本社南工場（南区鶴見通3丁目3番）の地下水汚染について、周辺井戸水調査を実施した結果、新たに1地点で地下水の環境基準を超えましたのでお知らせします。

記

１　調査日　　平成31年3月13日

２　調査対象　　汚染が発見された地点の周辺井戸　3地点

３　調査項目　　汚染物質　2項目

４　調査結果　　周辺井戸1地点でクロロエチレンが環境基準を超過しました。

　　　　　単位：mg/L

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在　地 | | 1. 南区   白水町 | 1. 南区   鳴浜町 | 1. 南区   要町 | 地下水の  環境基準 |
| 桜井興産株式会社本社南工場からの距離 | | 西650m | 南100m | 東700m |
| 用　　　途 | | 一般飲用 | 生活用水 | 工業用水 |
| ストレーナーの位置 | | 147-154m 他 | 不明 | 90-115m |
| 調査項目 | クロロエチレン | <0.0002 | 0.0009 | 0.0044  (2.2) | 0.002以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | <0.004 | <0.004 | 0.004 | 0.04以下 |

注１　太字は環境基準を超過していることを示しています。

注２　（　）内は、環境基準に対する倍率です。

注３　1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンを含みます。

５　本市の対応

環境基準を超えた井戸は工業用水として利用されていますが、念のため井戸水を飲用しないように指導しました。また、今後も定期的な監視を行います。

　今回の調査において、新たな地点で基準を超過したことから、引き続き調査範囲を広げて周辺井戸水調査を行います。

**＜参　考＞**

１　今回の調査で地下水の環境基準を超過した物質の毒性について

**・クロロエチレン**

毒性：　労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、塩化ビニルモノマー（クロロエチレンの別名）が肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。国際がん研究機関（IARC）はグループ１（人に対して発がん性があるもの）に分類しています。

出典「2012年版　化学物質ファクトシート」

下線部は名古屋市において挿入しました。

２　桜井興産株式会社本社南工場において過去に公表した地下水汚染

(平成31年3月4日公表分)

基準

超数

調査

数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 汚染物質 | 基準超えの  濃度 | 基準に対する  倍率 | 土壌汚染等 処理基準 |  |
| 地下水  調査 | ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 0.0028～0.26 mg/L | 1.4～130 倍 | 0.002 mg/L以下 | 27/47 |
| ｼｽ-1,2-  ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 0.044～1.4 mg/L | 1.1～35 倍 | 0.04 mg/L以下 | 21/47 |